

## 全国瞬時警報システムの一斉情報伝達試験実施

試験放送ですので  
お間違いのないよう  
お願いします。

- ▶日時 5月22日(水) 11時～ ▶場所 市内11か所のサイレンスピーカー  
※放送内容が不明の場合は、テレホンサービス ☎0977-85-7699まで 問 防災危機管理課 ☎21-2255

### 内閣府からのお知らせ

「重要土地等調査法」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定されています。市内の一部の区域が注視区域として指定され、施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行います。詳細はホームページ、または下記までお問い合わせください。

注視区域 別府駐屯地を中心とした周囲おおむね1,000mの区域

問 内閣府重要土地等調査法コールセンター  
☎0570-001-125(平日9時30分～17時30分)

詳細はこちら▼



### 海拔表示板を更新しました！

「赤・黄・青」3色の色分けを行い「津波」と表記し、外国人や障がい者、土地勘のない観光客などにも伝わりやすくするため「やさしい日本語」と「避難目安の海拔」を新たに追加しました。津波の到達が予想される場合には、青い海拔表示板を目安に海拔10m以上に逃げてください。



- ①赤 津波ハザードエリア内
- ②黄 津波ハザードエリア外～海拔9.9m
- ③青 海拔10m～10.9m

◀2月下旬には津波災害や海拔表示板の意味を理解してもらうため、亀川小学校、南小学校、別府中央小学校の児童とともに張替を行いました。



問 防災危機管理課 ☎21-2255

### 木造住宅の耐震化補助制度のご案内

- ▶募集期限 12月20日(金) 先着順
- 耐震診断
- ▶対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅
- ▶所有者負担 原則5,500円(住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります)

#### 耐震改修工事

- ▶対象 耐震診断と同様の住宅(上記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの
- ▶補助金額 要した費用の3分の2、上限100万円(条件により最大120万円)

問 都市計画課 ☎21-1487

#### 耐震アドバイザー派遣(無料)

- ▶建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

問 大分県建築士事務所協会  
☎097-537-7600

### 危険ブロック塀等除却費用の補助

公道に面し、高さが1m以上で、ひび割れなどがあり、別府市内に所有するコンクリートブロックなどの除却を行う人に、除却費用の2分の1(上限7万円)を補助します。

詳細はこちら▼



問 都市計画課 ☎21-2570

## 別府市は、令和6年4月1日に市制施行100周年を迎えました！

市制100周年  
記念コーナー  
連載 Vol.5

### 別府市制100周年記念事業 市民公募事業(後期)募集！

市民の皆様が主体となって企画・実施する事業を募集し、その費用を補助します。皆様からのご提案をお待ちしています。

- ▶募集期限 ～5月15日(水) 17時まで
- ▶対象期間 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)
- 問 NPO法人 BEPPU PROJECT ☎22-3560

詳細はこちら▼



### 「100年後に残したい別府の風景」写真公募展 開催中

- ▶日程 5月6日(月・休) まで
- ▶場所 JR別府駅、ゆめタウン別府、TRANSIT、別府湾サービスエリア アルテジオ棟、市内郵便局(7か所)
- 問 NPO法人 BEPPU PROJECT ☎22-3560

詳細はこちら▼



### 市制100周年記念事業補助金

商店街の活性化に寄与し100周年を盛り上げるイベントを実施する商店街などに補助金を交付します。

- ▶対象 商店街が主催・共催となるイベント等補助事業
- ▶補助率等 補助対象経費の1/2以内  
上限100万円(予算の範囲内で先着順)

商店街の皆様へ 100周年記念事業と併せて下記の補助事業についてもご相談ください。

- ①商店街振興事業(例：ホームページや販促チラシの制作など)
- ②商店街街路灯維持管理事業(商店街が管理している街路灯の電気料に対する補助)

問 産業政策課 ☎21-1132



# 令和6年度 まちづくり出前トーク 講座メニュー

「まちづくり出前トーク」は、市民の皆さんが下記の「講座メニュー」の中から知りたいテーマを選択し、皆さんのところに市の職員が出向き、市の取組や市政の課題などをお話するものです。

- **対象** 市内に在住、在勤、在学している人で、おおむね15人以上の団体やグループ
- **開催時間** 平日 / 10時～21時（1時間30分程度）  
土・日曜日・祝日（年末年始は除く） / 10時～17時（※担当課と要調整）
- **場所** 市内の公共施設など（会場の借上料の負担、会場の手配、参加者などへの周知・募集は申込団体で実施していただきます。）
- **費用** 派遣に伴う費用は市で対応します。  
（材料費などがかかる場合は負担をお願いする場合があります。）
- **申込方法** 申込書に下表の希望テーマなどの必要事項を記入し、開催希望日の2週間前までに自治連携課へ、FAX、郵送、またはインターネットでお申し込みください。  
※申込書は自治連携課へお問い合わせください。 市ホームページから  
※申込後、担当課と日程調整をしていただきます。 申込みできます▶
- **申込・問合せ** 〒874-8511 別府市上野口町1番15号  
別府市役所自治連携課 ☎21-1125 FAX 21-6399

市の政策や事業などについて、皆さんと意見交換を行いながら、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目指します。



© Team Beppyon



※苦情、要望、陳情をお伺いする場ではありませんので趣旨をご理解のうえ、お申し込みください。  
政治、宗教、営利を目的とする場合はお申し込みいただけません。

番号	テーマ	担当課	番号	テーマ	担当課
1-1	情報公開制度、個人情報保護制度について	総務課	5-1	別府の温泉について	温泉課
1-2	市税の概要について	市民税課 資産税課	5-2	ごみの分け方、出し方について	生活環境課
1-3	別府市の財政について	財政課	5-3	リサイクルについて	
1-4	まち・ひと・しごと創生について	政策企画課	5-4	市道の維持管理について	都市整備課
1-5	選挙のお話	行政委員会 総合事務局	5-5	別府の水ができるまで	上下水道局総務課
2-1	協働のまちづくりについて	自治連携課	5-6	別府水道100年の歴史	
3-1	別府市の主要観光事業について	観光課	5-7	水道料金について	上下水道局営業課
3-2	新湯治・ウェルネスについて	新湯治・ウェルネス推進室	5-8	給水装置工事について	
4-1	国民健康保険について	保険年金課	5-9	水道施設の紹介	上下水道局工務課
4-2	国民年金について		5-10	公共下水道について	上下水道局下水道課
4-3	後期高齢者医療について		6-1	別府市の都市計画について	都市計画課
4-4	今こそ知ろう！わたしたちのまち（医療費・保険料(税)）	6-2	景観計画について	都市整備課	
4-5	市民サービスの向上（マイナンバーカード、登録型本人通知制度など）	市民課	6-3		市道の改良と長寿命化について
4-6	障がいに対する理解の促進	障害福祉課	7-1	別府市内の文化活動・国際交流活動について	文化国際課
4-7	子育て支援の紹介①（手当制度など）	子育て支援課	8-1	男女共同参画について	共生社会実現・部落差別解消推進課
4-8	子育て支援の紹介②（子育て支援施設）		8-2	「部落差別解消推進法」について	
4-9	子育て支援の紹介③（別府市ファミリー・サポート・センター事業）		8-3	人権教育について	
4-10	高齢者福祉施策について	高齢者福祉課	8-4	学校教育の課題解決に向けた取組について	学校教育課
4-11	介護保険制度について		8-5	別府市の地域教育力の活性化について	社会教育課
4-12	成年後見制度について		8-6	「別府学」別府の歴史について	
4-13	「別府市これからノート～自分らしく生きる～」について		9-1	わが家の防災対策	防災危機管理課
4-14	健康づくり施策について	健康推進課	9-2	火災予防について	消防本部 予防課
			9-3	住宅用火災警報器の設置と維持管理	

### 別府市竹産業販路 拡大及び開拓支援 事業補助金

市内の竹産業において生産する製品の販路拡大及び開拓のための事業を実施する小規模事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

▼対象者 ①竹産業（製竹業、製造業、卸売業、小売業等竹に関するもの）及びつげ工芸に携わり、市内に主たる事業所を有する小規模事業者。個人の場合は、住所地についても市内に有すること。②令和6年4月1日以降新たに取引組む事業で、令和6年度中に事業及び支払が完了すること。③市税を完納していること。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする場合は5人）以下の会社及び個人

▼対象事業 製品販路拡大などのために、①国内または国外での出店・宣伝や公募展への出品を行う事業 ②インターネットを活用する事業

▼補助金額 補助対象経費の3分の2以内（千円未満切捨て）上限10～30万円（事業内容により上限額が異なる）

※予算額に達し次第、受付は終了します。詳細は左記へ電話またはこちらから▼

申請 産業政策課 ☎(21)1132



### 別府市竹細工利用 促進事業補助金

伝統的工芸品「別府竹細工」の認知度向上のため、利用客へのおもてなしに使用する竹細工を購入する宿泊施設に対し、購入費用の一部を補助します。

▼対象者 ①市内で宿泊施設を営む者であること。②これから取り組む事業で、令和6年度中に事業及び支払が完了すること。③市税を完納していること。

▼対象事業 市内の事業者などが制作または加工した竹細工の購入

▼補助金額 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）上限50万円

※予算額に達し次第、受付は終了します。詳細は左記へ電話またはこちらから▼

申請 産業政策課 ☎(21)1132



▼補助額 補助対象経費の3分の2以内で審査会において決定します。

▼募集期間 ①5月1日(水)～6月28日(金)、②8月1日(木)～9月30日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

▼補助対象期間 申請日から6か月間

※申請前に特定創業支援等事業を受ける必要があります。 ※申請後審査会により補助金交付の可否を決定します。

※詳細はこちら▼

申請 産業政策課 ☎(21)1132

登録事業者を随時募集しています!

### 湯のまち別府ふるさと応援寄附金 返礼品パートナー事業者募集

- ▶登録要件
    - ・本社(本店)、支社(支店)、事業所または工場が別府市内にあること
    - ・各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていることなど
  - ▶返礼品の承認条件
    - ・別府市の魅力を発信できるもの
    - ・総務省の返礼品地場産品基準(※例)に合致するもの
    - ※例 別府市内で返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたものであること
    - ・返礼品などの製造、加工その他の工程のうち主要な部分を市内で行うことで相応の付加価値が生じているものであることなど
    - ・返礼品登録数は1事業者につき10商品以内
  - ▶利用料
    - ・無料(返礼品の登録料、ふるさと納税ポータルサイト掲載料、配送料などは別府市負担です。)
- ふるさと納税返礼品提供事業者(パートナー事業者)の登録については、下記へご連絡ください。
- 申請 政策企画課 ふるさと創生係 ☎21-1122



### 農地農業相談

▼日時 5月16日(木) 13時30分～15時30分

▼場所 市役所4階 農業委員会室

▼内容 農地、農業に関する相談など

▼相談員 農業委員、農地利用最適化推進委員

▼必要書類 ①申請書及び確認書、②運転免許証、③交通安全協会の会員証、④自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書(令和6年5月1日以降発行のもの)

※表彰種別は10・15・20・30・40・50年の6段階です。 ※申請には条件があります。

申請 農業委員会事務局 ☎(21)1178

### 優良運転者表彰の申請

▼受付期間 5月1日(水)～6月14日(金) (平日の9時～17時)

▼必要書類 ①申請書及び確認書、②運転免許証、③交通安全協会の会員証、④自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書(令和6年5月1日以降発行のもの)

※表彰種別は10・15・20・30・40・50年の6段階です。 ※申請には条件があります。

事前に お問い合わせください。

申請 交通安全協会別府支部(別府警察署内) ☎(25)2100

### 令和6年第2回 市議会定例会 会期日程

6月7日(金)～25日(火)の19日間を予定しています。 ※変更になる場合があります。 申請 議会事務局 ☎(21)1547

## 軽自動車税・自動車税 納期限は5月31日(金)

軽自動車税(種別割)・自動車税種別割とも、4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

※スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINEPayなど)や地方税お支払いサイトからクレジットカードなどでも納付できます。

### 納税通知書の発送予定日

▼市税 軽自動車税(種別割) 5月1日(水)

▼県税 自動車税種別割 4月30日(火)

◎軽自動車税(種別割)について

市民税課 ☎(21)1119

◎自動車税種別割について

大分県別府県税事務所 ☎(67)8211

## 軽自動車税(種別割)の減免は5月31日(金)まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、減免が受けられます。

①身体障害者手帳などをお持ちの人で、一定の要件を満たす場合(詳細はお

問い合わせください)

②車いす移動車など特別仕様である車両及び専ら身体などに障がいのある人が運転するために、運転・制御装置などが特別仕様である車両の場合

③社会福祉法人などが所有する車両で、当該法人などがその活動に直接専用する場合

### 申請に必要なもの(①の場合)

納税通知書、身体障害者手帳など、運転する人の運転免許証

※減免は1人につき普通車または軽自動車(原付を含む)のいずれか1台です。

※障がいのある人のみの世帯の人のために、常時介護する人が運転する場合は、証明書が必要です。

### 軽自動車税(種別割)【市税】減免申請期間

5月1日(水)～31日(金)

(土日祝日を除く)

※期間内に申請がない場合は減免できません。

◎市民税課

☎(21)1119

### 自動車税種別割【県税】減免申請時受付

◎市民税課

☎(67)8211

☎(67)8211

## 軽自動車税(種別割)の口座振替

### 新規の申込み

振替をご希望の人は納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続してください。

### 複数台所有している人

所有する全ての軽自動車税が口座振替されます。一部の軽自動車だけの指定はできません。口座振替申込み後、新たに取得した軽自動車も対象となりますのでご注意ください。

### 口座振替後の車検用の納税証明

5月31日(金)の振替終了後、6月中旬に車検用の納税証明書を発送しますので、大切に保管してください。

### 口座振替直後に車検があるとき

車検用の納税証明書が送付される前に必要な場合は、口座振替を記載した通帳と車検証をお持ちになり、市民税課または各出張所で車検用の納税証明書を請求してください。

※詳細は左記へお問い合わせください。

◎市民税課 ☎(21)1119

◎市民税課 ☎(67)8211

◎市民税課 ☎(21)1119

◎市民税課 ☎(67)8211

◎市民税課 ☎(21)1119

◎市民税課 ☎(67)8211

◎市民税課 ☎(21)1119

## 固定資産税・都市計画税 納税通知書・課税 明細書等の発送

固定資産税・都市計画税は1月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書が届かない人、課税明細書の内容に疑問のある人は、お早めにお問い合わせください。

### 納税通知書の発送日

5月1日(水)

### 納期限

1期	令和6年5月31日(金)
2期	令和6年7月31日(水)
3期	令和7年1月6日(月)
4期	令和7年2月28日(金)

※全期分(一括)の納付の場合は、期別(1～4期)の納付書をまとめてご使用ください。

### 納付場所

納税通知書に記載している各金融機関、コンビニエンスストア

※スマートフォンアプリ(PayPay、LINEPayなど)でも納付できます。

※土地の利用状況の変更や家屋の新増築・取壊し、住所変更などがある場合は、ご連絡ください。

◎資産税課 ☎(21)1120

◎資産税課 ☎(21)1120

◎資産税課 ☎(21)1120

◎資産税課 ☎(21)1120

◎資産税課 ☎(21)1120

◎資産税課 ☎(21)1120

## 定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について定額減税が実施されます。給与等に係る定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。

※電話での質問は、専用コールセンターまで。 ☎0570(02)4562

※別府税務署で、給与支払者向けの説明会(要事前予約)を実施します。

※詳細は、国税庁ホームページへ。

◎別府税務署 ☎(23)2111

☎(23)2111



▲こちらから

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中、仕事で納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険料・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続きにご利用ください。電話での納付相談なども受け付けます。

◎日時 5月15日(水)、30日(木)

17時30分～20時

◎保険年金課 ☎(21)1148

◎保険年金課 ☎(21)1148

◎保険年金課 ☎(21)1148

◎保険年金課 ☎(21)1148

## 市営温泉の料金改定 前入浴料回数券・市 民入浴券の有効期限

料金改定前の令和2年9月30日までに購入された入浴料回数券・市民入浴券の有効期限は令和7年9月30日までです。  
有効期限経過後の使用や料金の払い戻しはできませんので、必ず有効期限までにご使用ください。

☎ 温泉課 ☎(21)1129

## 事業継続支援 相談窓口

- ▼日時
  - ①5月13日(月) 9時～16時
  - ②5月27日(月) 9時～16時
  - ※1組約90分。4組まで。
- ▼場所 別府商工会議所3階特設ブース(中央町)
- ▼対象 【法人】本社が別府市にあるもの  
【個人事業主】主たる事業所が別府市内にあるもの、または代表者が別府市に居住するもの
- ▼相談員 中小企業診断士
- ▼持ち物 会社のパンフレット、決算書・申告書など事業の概要がわかるもの
- ▼申込期限 ①5月10日(金) 17時まで

②5月24日(金) 17時まで  
※完全予約制です。

▼申込方法 市ホームページ「事業継続支援相談窓口」から申込み▼  
※市ホームページから申込みできない事業者については、左記へ電話で申込み。

☎ 産業政策課  
☎(21)1132

## 祝日のごみ収集

5月3日(金)祝・6日(月)休は対象地区のごみの収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも掲載していますので、必ずご確認のうえ、お出しください。  
※5月3日(金)祝「もやさないごみ」・「缶、びん、ペットボトル」の収集は行いません。  
☎ 生活環境課清掃事務所  
☎(66)5353

## 住宅・土地登録 統計調査員

国が実施する統計調査に継続して従事していただく「登録統計調査員」を募集します。  
▼対象 20歳以上で、税務、警察、



選挙などに直接関係のない人  
▼内容 世帯や事業所を対象に調査票の配布・回収など  
※報酬が支給されます。  
※詳細は電話で左記へ。

☎ 政策企画課統計係  
☎(21)1254

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1～2人の児童福祉に関することを専門に関わる主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割  
・福祉サービスの利用が必要な人に福祉情報をお知らせします。  
・その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。  
・誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。  
※福祉に関する相談は、あなたの町の民生委員・児童委員にお声掛けを。

☎ ひと・くらし支援課  
☎(21)1003

## マイナンバーカードの受取り・申請サポート窓口

カード受取り・申請サポート窓口 (5月)

開設日	時間	場所
平日	8時30分～17時	市役所 GF 市民課
休日 11日(土)	9時～12時	
夜間※29日(水)	8時30分～19時	

最新情報はこちら▼



※夜間のカード受取りは要予約

市役所グランドフロア(GF)市民課に申請サポート窓口を設置しています。

- ▶ マイナンバーカードの申請に必要なもの
  - ・二次元コード付き交付申請書または通知カード
  - ・本人確認書類(運転免許証など詳細はお問合せを)
- ▶ 健康保険証利用申請・公金受取口座の登録
  - ・マイナンバーカード
  - ・カード取得時に設定した4桁のパスワード(利用者証明用電子証明書暗証番号)
  - ・公金受取口座の登録は本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの

写真撮影  
無料!

☎ カード受取・申請サポート

市民課(市役所 GF 市民課申請サポート窓口)  
☎21-1135 平日8時30分～17時

☎ マイナンバー制度全般(紛失・その他お問合せ)  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
9時30分～20時(土日祝は17時30分まで)  
※紛失の場合は24時間・365日対応

## マイナンバーカードを活用した 救急業務実証事業の案内

マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」を活用し、オンラインで傷病者の受診歴などを取得し、搬送先選定の迅速化を目的とした試験運用です。

※市内で救急要請した傷病者を対象とします。

※試験運用では、傷病者本人の同意を得てマイナ保険証をカードリーダーで読み取り、医療情報システムにアクセスしますので、ご協力をお願いします。

▶ 期間 9月初旬から  
(詳細時期は未定)

☎ 消防本部 警防課 救急救命係  
☎25-1124

## 別府市知的財産権取得促進事業補助金

新たな製品及び技術の開発などによる企業の競争力強化を図るため、市内中小企業者の知的財産権の取得に必要な費用の一部を補助します。

▶ **対象者** 次の①～③の全てを満たすこと。

- ① 市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）
- ② 市税に滞納がないこと
- ③ 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

▶ **対象経費** 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願に要する以下の経費

※出願番号通知の発送日と補助対象経費の支払日がいずれも令和6年度であるものに限る。

- ・出願料 ・電子化手数料 ・弁理士に対する報酬
- ・登録料（3年分）※実用新案権のみ

▶ **補助率** 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）

▶ **上限額** ①特許権、実用新案権の出願に係る経費 20万円

②意匠権、商標権のみの出願に係る経費 10万円

※予算額に達し次第、受付は終了します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

☎ 産業政策課 ☎ 21-1132

## 子育て家庭を応援しませんか！

子育ての援助をしてくださる「まかせて会員」を募集しています。養成講習会受講により会員登録できます。（受講料は無料）

援助の内容は、お子さんを公共施設や自宅で預かること、保育施設や習い事への送迎などです。地域の子育てにご協力ください。

ファミリー・サポート・センター事業説明会

▶ **日時** 5月15日(水) 10時～11時

▶ **場所** 市役所3階 3F-1会議室

第1回まかせて会員養成講習会

▶ **日時**（3日間）

①5月29日(水) 9時30分～12時

②6月7日(金) 13時30分～17時

③6月20日(木) 9時20分～12時

▶ **場所** ほっぺパーク（荘園）

▶ **対象** 市内在住の20歳以上の人

▶ **申込期限** 5月19日(日)

※養成講習会受講には事前に事業の説明を受けてください。

☎ 別府市ファミリー・サポート・センター

☎ 27-1189

9時～17時30分（月曜日、祝日の翌日休館）

## 令和6年度給食費の保護者負担軽減事業

令和6年度も引き続き、保育所や幼稚園などの年少児から中学3年生（令和6年4月1日時点で満3歳～満14歳）までの子どもの給食費を負担している保護者に対して、給食費負担軽減補助金を交付しています。

補助金の手続きは、施設や学校が保護者に代わって申請し、保護者に給食費を請求する際に補助金額を差し引いた額で請求します。

※施設や学校などが申請を行わない場合は個別の申請が必要ですので下記へお問い合わせください。

☎ 市立校 教育政策課（学校給食センター）

☎ 24-5531

私立校 教育政策課（財務係）

☎ 21-1572

保育所など 子育て支援課

☎ 21-1427

## 第2子以降3歳未満児の認可外保育施設利用料の助成事業 別府市にこにこ保育支援事業助成金

▶ **令和6年度助成対象児童**

戸籍上第2子以降の3歳未満児（令和3年4月2日以降に生まれた児童）で、保護者が就労、出産、病気、家族の看護、就学などの理由で家庭での保育が困難なため認可外保育施設を利用している児童。

▶ **助成対象期間及び助成対象経費（令和6年度分）**

令和6年4月分～令和7年3月分の保育料及び給食費

※上限：月額35,000円

▶ **申請手続・助成までの流れ**

①「別府市にこにこ保育支援事業助成対象者確認届」に在園証明書と保育ができないことを証明する書類（就労証明書など）を添えて市に提出。

②市が①を審査後、助成対象確認通知を送付。

③支払った保育料などの領収書を添えて、市に助成金の交付申請書兼請求書を提出。

④市が③を審査後、交付決定通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込み。

※昨年度から継続して申請される人や4月新入園の人は、5月中を目途に手続してください。

※6月以降も随時受付しますが、早めの手続をお勧めします。

▶ **申請期限** 令和7年3月末日

▶ **申請窓口** 子育て支援課（郵送受付も可能）

※詳しくは子育て支援課で配布の申請の手引きをご覧ください。

※申請の手引きや申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

☎ 子育て支援課 ☎ 21-1427

# 市営住宅入居者募集

別府市住宅管理センター  
☎(21)2200

## 申込期間

5月1日(水)～13日(月)  
抽選日 5月18日(土)

## 申込期間中の窓口開設時間

平日 8時30分～19時  
※17時以降の場合は、当日17時まで予約してください。

## ◆一般公営住宅(13戸)

### ▼申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)

※西別府住宅B棟(多家族用)

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
朝見再開発	1	A	1	単身者
宮園	1	A	1	単身者・家族
向原	1	B	2	
上野口	1	C	3	
亀川	1	A	7	
	1	D	5	
	1	D	8	
西別府	1	B	1	単身者・家族(高齢者向け)
新別府	1	A	3	家族
石田	1	A	4	
荘園	1	A	1	
西別府	1	A	2	
西別府(多家族)	1	B	6	
松原(特公賃)	1	—	3	

◆申込みには「マイナンバー」が必要です  
市営住宅の申込みには、来た人の本人確認と、申込する人(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。マイナンバーカードか通知カードと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

については、入居世帯の人数が6人以上であること

- ③市税を完納していること
- ④入居申込者全員が暴力団員でないこと

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

※条件により、所得の上限が緩和されることがあります。

### ▼単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当であること

- ⑦身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)
- ⑧精神障がい者

(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)

- ⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)
- ⑩生活保護受給者など

※西別府住宅(高齢者向け)については、別府市に引き続き1年以上住所を有すること、65歳以上からなる世帯であることが必要です。

## ◆若年夫婦・若年単身者用住宅(1戸)

### ▼申込資格 一般公営住宅の申込資格③④に加え次の条件を全て満たすこと。

- ①持ち家がないこと
- ②控除後の月額所得が15万8千円以上25万9千円以下

③入居日時点の年齢が35歳以下の人からなる夫婦で、他に同居人がいないこと、または35歳以下の単身者

### ▼申込方法

必要書類を添え、窓口または郵送で申込みを。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

## ▼申込上の注意事項

- ・婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。
- ・当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。
- ・市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
- ・市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。
- ・西別府住宅B棟(多家族用)については、入居期間を5年とし、以降毎年見直しを行います。
- ・子育て世帯には、浴室給湯設備の設置補助制度(所得制限あり)があります。

## 浜脇高層店舗入居者募集

### ▼申込受付

随時先着順となります。(先着順のため、申込時点で決定している場合があります。)

物件	浜脇高層店舗
場所	浜脇1丁目8番5号
店舗面積	51.26㎡
月額家賃	58,640円

※敷金は月額家賃の6か月分です。  
※業種競合などの承認審査があります。  
※ガラス張りの店舗ですが、事前に内見される場合はご連絡ください。

☎(21)2200 別府市住宅管理センター

## 救命講習案内

- ▼コース 上級救命講習・団体用(20人)
- ▼日時 5月16日(木) 9時～17時

▼場所 消防本部4階会議室

※下記コードまたは市ホームページから申込み

ページから申込み



☎(25)1124 消防本部警防課

## 人権に関する各種講座

◎じんけんふれあい教室

第1回

▼日時 5月14日(火) 10時～12時

▼場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目)

▼内容 万華鏡づくり

▼講師 安藤俊二さん

▼費用 300円

※ハサミをお持ちください。

第2回

▼日時 6月4日(火) 10時～12時

▼場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目)

▼内容 ウクライナの伝統料理作り

▼講師 ビロボドスカ・

ニーナさん(通訳あり)

◎身近な人権講座

▼日時 5月23日(木) 14時～16時

▼場所 社会福祉会館(上田の湯町)

▼テーマ 障がいのある人と人権

▼演題 「誰からも求められずとも自分のために生きるのだ！」

▼講師 アーティスト・詩人、

NPO法人こんべいとう企

画理事長 豆塚エリさん

▼申請 共生社会実現・部落

差別解消推進課

☎(21)1291

## 人権・行政困りごと相談所

▼日時 6月3日(月) 10時～15時

▼場所 市役所1階

レセプションホール

▼内容 差別やハラスメントを受け

たなどの人権問題・行政の手續

サービスについての困りごと

▼相談員 人権擁護委員

行政相談委員

☎ 大分県方法務局人権擁護課

☎097(532)3161

相談専用電話

◎みんなの人権110番

☎0570(003)110

◎こどもの人権110番

☎0120(007)110

◎女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

## 別府市介護人材確保(再就職・転職)支援金

再就職や転職の際に大分

県社会福祉協議会の貸付事

業を活用しており、貸付金

が返還免除となるまでの2

年間とその後1年間を市

内の介護事業所で就労した

人を対象に、3年間の就労

継続が確認できた時点で

10万円の支援金を給付する

制度です。

▼申込場所 市役所1階

高齢者福祉課

※詳細が決まり次第、ホー

ムページにてお知らせし

ます。

☎ 高齢者福祉課

☎(21)1463

## 子どもに関する弁護士専門相談

▼日時 5月23日(木)

16時～18時

▼場所 光の園子どもセンタ

ーパーナム内(荘園8組)

※1人30分程度。要予約。

電話で左記へ申込み。

☎ 別府市子ども家庭セ

ンター(光の園)

☎0800(337)0874

## 合併処理浄化槽設置替え費用の補助

くみ取り便槽、既存の単

独処理浄化槽から合併処理

浄化槽に設置替えする人に

補助金を交付します。

▼対象 公共下水道事業計

画認可区域以外の区域に

ある既存の住宅で、設置

替えを行う人

※新築、販売・賃貸を目的

## 人身取引は他人事ではありません

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な人権侵害行為です。あなたの周りで被害を受けている人はいませんか?

人身取引とは、女性や子どもをはじめとした、社会的に弱い立場に立つ人々に対して、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段で支配下に置いたり、引き渡したりする犯罪行為です。

令和4年(2022年)時点では、日本における人身取引被害者の約95%が日本人、また、70%以上が18歳未満となっています。

被害者の同意の有無、また18歳未満の児童の場合は暴力などの手段の有無にかかわらず、性的サービスや労働の強要などの行為が行われた場合は、人身取引に当てはまります。

皆さんの周りで、人身取引の被害者と思われる人の情報などを見聞きした時や、気になったことがある時は、下記の通報窓口ご連絡しましょう。

### 通告・相談先

警察署:緊急通報 ☎110 (24時間)

相談専用電話 ☎#9110 (平日9時～17時45分)

匿名通報ダイヤル ☎0120-924-839 (平日10時～17時)

みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日8時30分～17時15分)

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください。

▶日時 8日(水) 10時～12時、13時～15時

▶場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

▶相談員 人権擁護委員

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

## ゴールデンウィークは路上工事を中止します

大分県路上工事縮減対策

推進協議会において決定さ

れた国道、県道、市道11路

線について、工事による渋

滞を緩和するため、ゴール

デンウィーク期間中の路上

工事を中止します。

▼中止期間

4月26日(金) 22時～

5月7日(火) 9時

☎ 都市整備課 ☎(21)2560